

(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第六条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 <u>1,085単位</u></p> <p>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,004単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>929単位</u></p> <p>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>858単位</u></p> <p>(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>829単位</u></p> <p>(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>803単位</u></p> <p>(7) 利用定員が81人以上の場合 <u>777単位</u></p> <p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,383単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 <u>1,190単位</u></p> <p>(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,074単位</u></p> <p>(4) 利用定員が41人以上の場合 <u>974単位</u></p> <p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が15人以下の場合 <u>1,330単位</u></p> <p>(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 <u>1,039単位</u></p> <p>(3) 利用定員が21人以上の場合 <u>923単位</u></p> <p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）</p>	<p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 <u>1,081単位</u></p> <p>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,000単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>925単位</u></p> <p>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>855単位</u></p> <p>(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>826単位</u></p> <p>(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>800単位</u></p> <p>(7) 利用定員が81人以上の場合 <u>774単位</u></p> <p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,377単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 <u>1,185単位</u></p> <p>(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,070単位</u></p> <p>(4) 利用定員が41人以上の場合 <u>970単位</u></p> <p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が15人以下の場合 <u>1,325単位</u></p> <p>(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 <u>1,035単位</u></p> <p>(3) 利用定員が21人以上の場合 <u>919単位</u></p> <p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）</p>

）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）

）に対し指定児童発達支援を行う場合

(-) 利用定員が10人以下の場合 830単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 559単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 435単位

(2) (1)以外の場合

(-) 利用定員が10人以下の場合 706単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 467単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 361単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が5人の場合 2,096単位

(2) 利用定員が6人の場合 1,755単位

(3) 利用定員が7人の場合 1,509単位

(4) 利用定員が8人の場合 1,325単位

(5) 利用定員が9人の場合 1,183単位

(6) 利用定員が10人の場合 1,068単位

(7) 利用定員が11人以上の場合 836単位

へ 共生型児童発達支援給付費 562単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

(1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 667単位

(2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 562単位

注1～2の4（略）

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)～(3) （略）

）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）

(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）

）に対し指定児童発達支援を行う場合

(-) 利用定員が10人以下の場合 827単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 557単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 433単位

(2) (1)以外の場合

(-) 利用定員が10人以下の場合 703単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 465単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 360単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が5人の場合 2,088単位

(2) 利用定員が6人の場合 1,748単位

(3) 利用定員が7人の場合 1,503単位

(4) 利用定員が8人の場合 1,320単位

(5) 利用定員が9人の場合 1,178単位

(6) 利用定員が10人の場合 1,064単位

(7) 利用定員が11人以上の場合 833単位

へ 共生型児童発達支援給付費 560単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

(1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 664単位

(2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 560単位

注1～2の4（略）

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

(1)～(3) （略）

4～11 (略)

2～12の3 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

ニ・ホ (略)

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあっては、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

4～11 (略)

2～12の3 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

ニ・ホ (略)

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあっては、1から12の2までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 388単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 500単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 337単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 449単位

注1～4 （略）

2～9の3 （略）

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研

（新設）

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 386単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 498単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 335単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 447単位

注1～4 （略）

2～9の3 （略）

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研

究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ニ・ホ (略)

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあつては、1から9の3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しな

究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ニ・ホ (略)

11 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあつては、1から9の2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

(新設)

い。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 660単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 443単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 333単位

(2) 区分1の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 649単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 433単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 326単位

(3) 区分2の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 612単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 407単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 306単位

(4) 区分2の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 599単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 398単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 299単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 792単位

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 656単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 440単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 331単位

(2) 区分1の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 645単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 431単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 324単位

(3) 区分2の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 609単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 405単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 304単位

(4) 区分2の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 596単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 396単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 297単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 787単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>532単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>412単位</u>
(2) 区分2	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>730単位</u>
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>486単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>376単位</u>
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>1,754単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,466単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,262単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,107単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>988単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>892単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>685単位</u>
(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>2,036単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,704単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,465単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,287単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>1,149単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>1,038単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>809単位</u>
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>429単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>554単位</u>
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(1)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>533単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>658単位</u>

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>529単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>410単位</u>
(2) 区分2	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>726単位</u>
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>483単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>374単位</u>
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>1,744単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,458単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,255単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,101単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>982単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>887単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>681単位</u>
(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	<u>2,024単位</u>
(二) 利用定員が6人の場合	<u>1,694単位</u>
(三) 利用定員が7人の場合	<u>1,457単位</u>
(四) 利用定員が8人の場合	<u>1,280単位</u>
(五) 利用定員が9人の場合	<u>1,142単位</u>
(六) 利用定員が10人の場合	<u>1,032単位</u>
(七) 利用定員が11人以上の場合	<u>804単位</u>
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>427単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>551単位</u>
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(1)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>530単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>654単位</u>

(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)

- (一) 授業の終了後に行う場合 429単位
(二) 休業日に行う場合 554単位

注 1～4 (略)

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)～(3) (略)

6～11 (略)

2～10の3 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)

- (一) 授業の終了後に行う場合 427単位
(二) 休業日に行う場合 551単位

注 1～4 (略)

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

(1)～(3) (略)

6～11 (略)

2～10の3 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ニ・ホ (略)

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあつては、1から10の3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

13 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費 (1日につき) 991単位

注1～5 (略)

2・3 (略)

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行

ニ・ホ (略)

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあつては、1から10の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

(新設)

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費 (1日につき) 988単位

注1～5 (略)

2・3 (略)

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行

政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

5 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費(1日につき) 991単位

注1～4 (略)

1の2～2 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

5 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費(1日につき) 988単位

注1～4 (略)

1の2～2 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ニ・ホ （略）

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1から2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1及び2により算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1及び2により算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1及び2により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ニ・ホ （略）

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1及び2により算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

(新設)

は、1 から 2 までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。